

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 制度概要

- (1) 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題
- (2) 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【令和7年4月制度化、令和8年4月本格実施】



※一時預かり保育との違い

	一時預かり	こども誰でも通園制度
目的	育児が一時的に困難になった保護者を支援	こどもの育ちを応援
対象	未就学児	0歳6か月～満3歳未満
利用条件	育児が一時的に困難な場合利用	就労要件関係なく利用
事業形態	補助事業	給付制度

2 事業の全体像

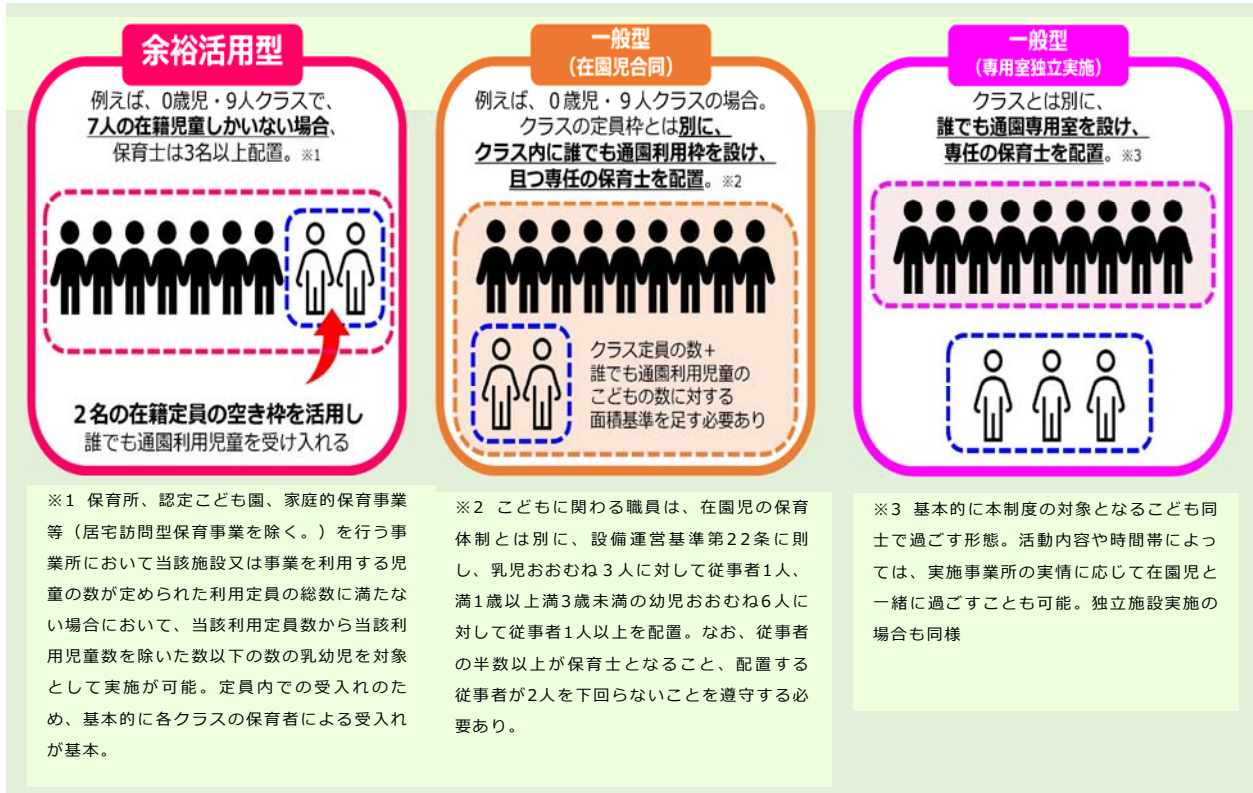
(1) 実施概要（令和7年度国事業内容）

対象児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に 通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児
実施施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育 事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等
利用可能時間	こども一人当たり「月10時間」を上限
利用料	1時間当たり300円程度を標準に徴収可
利用方法	定期利用（園・曜日・時間固定）/柔軟利用 ※親子通園も可（長時間続く状態とならないよう留意）
単価 （補助基準）	0歳児一人1時間当たり1,300円 1歳児一人1時間当たり1,100円 2歳児一人1時間当たり 900円 （※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算有） 財源：国1/2、県1/4、市1/4 ※令和8年度以降は、国3/4、県1/8、市1/8を 予定

(2) 事業の区分

余裕活用型	保育所等において、利用児童が定員に達しない場合、 保育所等の定員の範囲内で受入れ
一般型 （在園児合同）	保育所の定員とは別に、定員を設定 （専用スペースは設けない）
一般型 （専用室独立）	保育所の定員とは別に、定員を設定 （専用スペースを設ける）

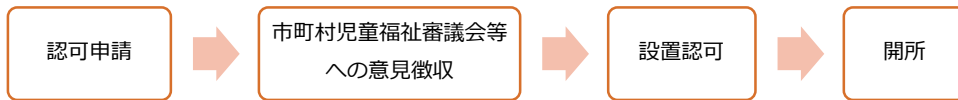
※事業区分イメージ



(3) 事業の認可及び確認

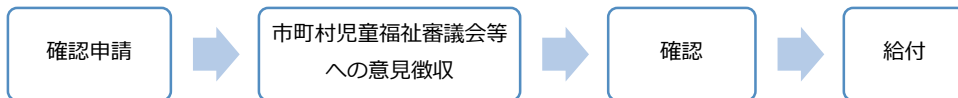
ア 認可

人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているかを市町村が「認可」



イ 確認

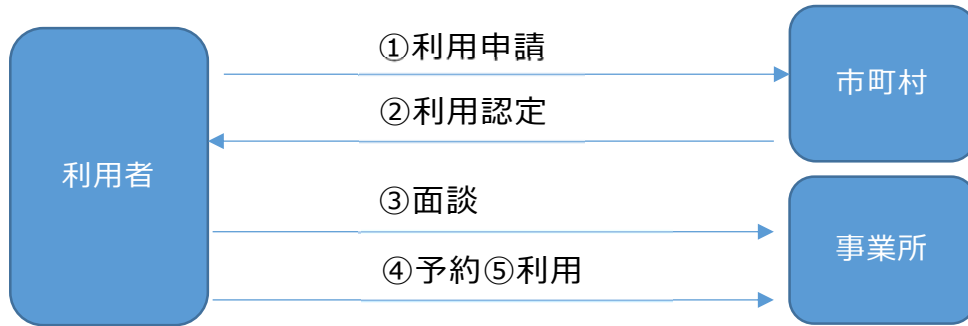
会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業所として適格か市町村が「確認」



(4) 利用方法

ア 利用の流れ

- ①申請・・・利用者が市町村に利用申請
- ②認定・・・市町村が審査し認定
- ③面談・・・認定後、利用希望の事業所と面談
- ④予約・・・利用希望日を予約。※事業所が受入可否を決定し、予約確定
- ⑤利用・・・事業所利用。利用料支払い



※国が構築した「こども誰でも通園制度総合支援システム」による申請や予約が可能

イ 利用方法

定期利用	利用する事業所を特定し利用
柔軟利用	こどもの状況や保護者のニーズに合わせて、利用事業所を柔軟に選択して利用

(こどもが慣れるまでの親子通園も可)

※利用方法イメージ

定期利用

利用する事業所を限定したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定する等、特定の事業所を利用する方法。

※定期利用を行うことによって、保育者とこどもの関係が構築される・保護者との関係構築においても効果的であると考えられ、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況になることが期待。

柔軟利用

こどもの状況や保護者のニーズに合わせた利用方法で、こどもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、柔軟に利用する方法。

※保護者の都合のみで一時的に用事近辺の事業所に預ける等の利用は、制度本来の趣旨である「こどもの育ち」を考えると、望ましい利用方法とは言えません。このような場合には、まずは、一時預かり事業を利用することが考えられる。

3 スケジュール

時期		内容
	11月26日(水)	子ども・子育て会議 (第3期子ども・子育て支援事業計画における「量の見込みと確保の方策」の計画変更を諮問)
	12月	条例案の上程
	1月	・事業者申請受付 ・事業の認可及び確認手続開始
	2月	・子ども・子育て会議 (乳児等通園支援事業の認可について諮問) ・周知広報開始(市公式LINE、子育てアプリなど)
	3月	利用申請・認定・面談の実施等 (準備行為として、事業開始前の申請受付及び利用予約、面談予約が可能)
令和8年度	4月1日	事業開始

(参考) 意向調査結果

	意向あり		検討	意向なし
	一般型	余裕活用型		
認可保育所(9)		1	2	6
認定こども園(8)	1		3	4
小規模保育所(7)	1		3	3
事業所内(1)		1		
幼稚園(4)			1	3
認可外(7)			1	6
計(36)	2	2	10	22

※実施期間：令和7年10月7日(火)から15日(水)まで